

静岡県教育委員会訓令甲第1号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令をここに公布する。

令和元年6月25日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令
次の各号に掲げる訓令の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）
- (2) 静岡県教育委員会処務規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第3号）

附 則

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。